

新保険証（カード）への更新により 被保険者・被扶養者調査実施のお知らせ

現在、世帯毎に交付されている紙の「健康保険被保険者証」（以下、保険証という）を、利用者の利便性を図るために被保険者および被扶養者すべてに1人1枚のカードの保険証を交付します。

このカード化への更新にあたり健康保険調査を実施します。被扶養者の方については、被保険者との程度扶養の関係があるか（生計の維持）を確認します。家族であれば必ず被扶養者になれるわけではありません。健康保険調査表と生計維持関係申告書、および添付書類にて被扶養者の資格があるか審査させていただき、被扶養者と認定された方々に原則新しい保険証を交付します。

今後はこの調査を厚生労働省の指導もあり毎年実施していきます。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

調査実施時期

日程

被保険者・被扶養者調査表配布 → 平成19年8月下旬から約1か月

被保険者・被扶養者調査表提出 → 各事業主により異なります
（事業主案内を参照）

保険証（カード）交付日 → 平成20年2月一斉更新

調査内容

- ① 収入の確認
- ② 現住所確認
- ③ 同居・別居の確認
- ④ 別居家族への送金の確認

健保からのお願い

— 扶養調査に関する添付書類について —

1 別居している人を扶養にしている場合は

被保険者によって生計を維持されているかの確認は送金証明でおこなっています。

被扶養者の収入を上回る送金が必要です。送金証明は手渡しでは生計維持関係の証明になりません。第三者がみて送金元、送金先、送金金額がわかる「振込通知書」、「通帳の（写）」直近3ヶ月分の証明が必要です。

注）控えは必ず保管するようにしてください！

2 パート・アルバイト している場合は

収入の確認は給与明細でおこなっています。直近の給与明細3ヶ月分を添付してください。

3 収入の無い場合は

平成19年度の非課税証明書を添付してください。
（非課税証明書は平成18年1月1日～12月31日までの収入状況に応じて判断されます。）



添付書類免除の対象者

- 平成19年4月1日以降認定された被扶養者の方
- 75歳以上の被扶養者
（昭和8年3月末日までに生まれた方）



<http://www.yokogawakenpo.or.jp>

※詳細は健保ホームページをご覧ください。



被扶養者資格のための条件



条件1

被保険者(本人)から見て、一定範囲内にある親族であること

健康保険の被扶養者の範囲とは

- 被保険者(本人)からみて3親等内の親族であること
- 同居(同一世帯)の場合は、年収が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)で、かつ被保険者(本人)の年収の2分1未満であること
- 別居の場合は、被保険者から被扶養者の収入以上の送金があること

条件2

被保険者(本人)との生計維持関係があること

健康保険の「生計維持関係」とは

- 条件1からの一定範囲内の親族に該当しても、さらに「被保険者に生計維持されている」ことが必要
- ※生計維持とは、生活費の多くを被保険者によって依存している状態のことをいいます。たとえ配偶者や父母でも十分な収入があり、家計を別にしてそれぞれ独自の生活を営んでいるときは被扶養者の対象になりません。被保険者の経済的状況や扶養の実績も含め総合的に判断します。

「同一世帯」とは 単なる同居ではありません!

親族と同居していれば、必ず「同一世帯」と認められるわけではありません。健康保険法では「被保険者と住居及び家計を共同にすること」とされています。

被保険者(本人)と「同一世帯」 ではない「別居」の場合

- ①被保険者から、被扶養者の収入を上回る送金があること
- ②その送金によって暮らしがなりたっていることの確認証明として「直近3か月の振込み通知書」が必要

年間収入の範囲

申請時点から将来に向けて年間で130万円以上の収入がないこと

※固定収入がある場合、年間収入が基準額の130万円かどうかは、連続した3か月の平均が(130万円÷12か月)108,333円以下かどうかで判断します。

年の途中であっても退職などで収入がなくなった場合、今後見込まれる収入が基準額に満たない場合などは、被扶養者として申請することができます。

参考：調査に関する法・関連通達

△健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出) △健康保険法第197条(報告等)

△健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新)

健康保険法と税法上での「扶養」の違いは?

税法上では配偶者や家族を扶養者として申告するには、その家族の本年の合計所得額が「38万円以下」である必要があります。なお、合計所得額とは収入金額ではなく、所得の種類に応じ、収入から必要経費をひいた金額の合計となります。また、その年の1月1日から12月31日の収入状況に応じて判断されます。

それに対して、健康保険の場合は、被扶養者として認められる年間収入の基準額が「130万円未満」、年間収入の範囲は上記のようになっています。

このように、税法上とは基準額や収入の範囲が異なりますので、健康保険は税法上とは別に申請が必要です。

